

久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務委託に係るプロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務委託（以下「業務委託」という。）にあたり、当該委託業務を行い得る能力を有する事業者のうち、最も優れた受託者をプロポーザル方式により選定し、その者に業務を委託するために必要な事項を定めるものとする。

(委託業務)

第2条 プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定（以下「プロポーザル」という。）の実施対象となる業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画準備及び資料収集整理精査
 - (2) 背景図データ構築
 - (3) 水道管路（導・送・配水管等）データ構築
 - (4) 給水装置（止水栓、メーター、給水管等）データ構築
 - (5) 弁栓類（仕切弁、バルブ、空気弁、排泥弁等）データ構築
 - (6) 消火栓及び水管橋等データ構築
 - (7) 既存料金システムからのデータの取込み
 - (8) ファイリングデータ構築（配水管工事竣工図・給水装置工事完成図・弁栓台帳等）
 - (9) 水理解析・濁水解析データ構築
 - (10) 成果品の提出
 - (11) 久留米市企業局上水道マッピングシステムソフトウェア導入
 - (12) 久留米市企業局上水道マッピングシステムハードウェア導入
 - (13) 久留米市企業局上水道マッピングシステムデータベース導入
 - (14) システム操作講習会
 - (15) システム保守
- (プロポーザルの参加募集等)

第3条 久留米市企業管理者（以下「管理者」という。）は、業務委託に係るプロポーザルの実施について、久留米市公式ホームページ及び久留米市の掲示板に公表し、プロポーザルに参加する事業者を募集するものとする。

(プロポーザルの参加資格)

第4条 プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法人として登記されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (3) 国税、地方税の未納がないこと。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱に基づいて指名停止を受けていないもの。
- (5) 過去10年間に人口30万以上の市、又は県内の市に上水道マッピングシステム構築実

績があるもの。

(6)情報セキュリティーマネジメントシステム等(プライバシーマーク・BS7799・ISO27001など)の規格等を取得しているもの、若しくは取得見込みがあるもの、又はプライバシーポリシーを策定しているもの。

(7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有しないもの。

(プロポーザルへの参加申込)

第5条 プロポーザルへ参加をしようとする事業者(以下「参加申込事業者」という。)は、プロポーザル参加申込書(様式第1号以下「参加申込書」という。)を所定の期限までに管理者に提出しなければならない。

2. 参加申込事業者は、次の各号に掲げる書類を参加申込書に添付し、管理者に提出しなければならない。

(1)上水道マッピングシステム構築業務の受託実績を示す契約書の写し。

(2)情報セキュリティーに関する公的認証取得証明書の写し、若しくは取得見込みの場合は公的認証申請書の写し、又はプライバシーポリシーの策定状況を示す文書

(3)市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(団体の場合は代表者の納税証明書)

(4)久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務に関する調査表

3. 参加申込書及び証明書等の提出方法は、直接持参又は郵送によるものとする。

(資格審査及び審査結果の通知)

第6条 別に定める久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務受託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類を基に、参加申込事業者の参加資格を審査する。

2. 管理者は、資格審査の結果、参加申込事業者が参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第2号)を送付し、その旨を当該参加申込事業者に通知する。

(プロポーザルへの参加要請)

第7条 管理者は、資格審査の結果、参加申込事業者が参加資格を有すると認められる場合、当該プロポーザルに参加する資格を有すると認められる事業者(以下「参加事業者」という。)に対し、プロポーザル参加要請書(様式第3号)を送付し、プロポーザルへの参加を要請する。

(業務説明会)

第8条 管理者は、参加事業者に対し業務説明会を行い、業務委託に係るプロポーザル方式実施要領(以下「実施要領」という。)及び次に掲げる項目を明記した業務委託に係るプロポーザル方式実施説明書(以下「実施説明書」という。)を交付する。

(1)業務概要

(2)業務の名称

(3)業務期間及び費用

- (4)業務の内容
 - (5)業務予定数量
 - (6)受託事業者の選定
 - (7)業務提案書等の提出
 - (8)業務提案書等の作成に係る質問受付
 - (9)第1次選定評価方法等
 - (10)第2次選定評価方法等
 - (11)選定結果の通知
 - (12)プロポーザルへの参加の途中辞退
 - (13)提出書類等に瑕疵がある場合
 - (14)失格条件
 - (15)次順位者の繰上げ
 - (16)関係法令等の遵守
 - (17)問合せ先及び担当者
2. 管理者は、参加事業者に対し、久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務仕様書（以下「仕様書」という。）等の業務提案書の作成に必要な資料等を貸与する。
3. 参加事業者は、実施要領、実施説明書及び仕様書に従い、次に掲げる項目について、業務提案書及び各資料（以下「業務提案書等」という。）を作成し、管理者に提出しなければならない。
- (1)団体概要（様式第4号）及び財務状況を示す書類、定款、規約等
 - (2)マッピングシステム導入実績がある場合は、マッピングシステム導入実績一覧
 - (3)情報セキュリティに関する公的認証等(プライバシーマーク・ISMS 等)の取得状況、又はプライバシーポリシーの策定状況
 - (4)業務体制及び危機管理対策
 - (5)システムの基本性能
 - ア. 表示検索機能
 - イ. 編集機能
 - ウ. 集計機能
 - エ. 水理解析機能
 - オ. 濁水解析機能
 - カ. 印刷出力機能
 - キ. データ入出力機能
 - ク. ファイリング機能
 - ケ. 既存料金システムからのデータ取出し・取込み機能
 - (6)システムの構築
 - ア. 作業場所の選定
 - イ. 地形図の作成
 - ウ. 属性項目の入力
 - エ. 水道施設データの入力

オ. ファイリングデータの登録

(7) ソフトウェア及びハードウェア構成

ア. ソフトウェア構成

イ. ハードウェア構成

ウ. システムのセキュリティ対策

エ. システムの教育及び研修

(8) 業務の評価、創意工夫

(9) 見積書 (様式第5号)

4. 貸与資料の貸出場所及び業務提案書等の提出場所は、久留米市企業局上下水道部上水道施設サービス課とする。

5. 業務提案書等は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

6. 業務提案書等は、原則として A4 版サイズの書類に日本語で作成し、所定の表紙 (様式第6号)、目次及び頁番号を付し、直接持参又は郵送により提出しなければならない。

(質問の受付)

第9条 管理者は、参加事業者からの業務提案書等の作成に係る質問は、書面又は電子メールでのみ受け付けるものとする。

2. 業務提案書等の作成に係る質問書 (様式第7号) は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

3. 業務提案書等の作成に係る質問書の提出方法は、直接持参、郵送又は電子メールによるものとする。

4. 管理者は、参加事業者から第1項に規定する質問を受付けた場合は、質問者に速やかに回答する。

(プロポーザルへの参加の辞退)

第10条 参加事業者は、申出によりプロポーザルへの参加を辞退することができる。

2. プロポーザルへの辞退の申出は、プロポーザル参加辞退届 (様式第8号以下「参加辞退届」という。) を管理者あてに提出するものとする。

3. 参加辞退届の提出方法は、直接持参又は郵送によるものとする。

(受託事業者の選定)

第11条 業務受託者の選定は、資格審査の結果、参加資格を有すると認められた申込事業者より、第1次選定及び第2次選定にて審査委員会が行うものとする。

2. 第1次選定は、事業者から提出された調査表の回答について、別に定める第1次選定表に基づき審査評価するとともに、第2次選定に参加するに適した参加事業者を選定し、その結果を管理者に報告する。

3. 第2次選定は、第1次選定において選定された事業者から提出された業務提案書等について、別に定める業務提案審査表に基づき審査評価するとともに、当該業務委託に最も適した参加事業者を選定し、その結果を管理者に報告する。

(選定結果及び非選定結果の通知)

第12条 管理者は、第1次選定の結果、第2次選定に参加するに適したと認められた申込

事業者に対し、第2次選定参加要請書（様式第9号）を送付し、第2次選定への参加を要請する。また、第2次選定に参加するに適したと認められなかった申込事業者に対し、プロポーザル非選定結果通知書（様式第11号）を送付する。

2. 管理者は、第2次選定の結果、当該業務委託に最も適すると選定した参加事業者を、上水道マッピングシステム構築業務の受託事業者として決定し、プロポーザル選定結果通知書（様式第10号）を送付する。また、選定しなかった参加事業者に対して、プロポーザル非選定結果通知書（様式第11号）により選定しなかった旨の通知を行うものとする。

（委託契約）

第13条 管理者は、久留米市契約事務規則及び久留米市企業局契約事務規程に基づき、第12条第2項に定める受託事業者と久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

2. 受託事業者は、委託業務開始までの準備期間における諸作業については、次条に定める委託契約の業務履行開始日から円滑に委託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
3. 前項の準備期間における受託事業者の責任と上水道マッピングシステム構築業務委託の契約締結に関する事項等については、受託事業者の選定後、速やかに管理者と受託事業者との間で協議を行うこととする。

（履行期間）

第14条 委託業務の履行期間は、契約締結の日から平成25年3月20日までの契約とする。

（提出書類に瑕疵がある場合）

第15条 審査委員会は、プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合、その内容を審査委員会が審議し、その取扱いについて決定する。また、参加事業者に対し、その瑕疵についてヒアリングを行うことができる。

なお、その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、既に決定した事項を取消することができる。

（失格条件）

第16条 管理者は、参加事業者及び受託事業者に、業務提案書等の作成に係る不正行為が認められた場合、プロポーザルへの参加資格及び受託事業者としての選定を取消することができる。

（次順位者の繰上げ）

第17条 管理者は、受託事業者に委託契約を履行することができない何らかの事由が生じた場合、第12条の規定による選定において次順位以下となった参加事業者のうち、評価等が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施等に関し必要な事項は管理者が別に定める。

付則

この要領は、平成22年10月22日から施行する。

久留米市企業管理者
稲益 富支典 様

住 所
商号又は名称
代表者名 印

プロポーザル参加申込書

1. 参加申込み

久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務委託プロポーザル方式への参加を申込みます。

つきましては、参加資格につき、審査いただきたくお願いいたします。

2. 提出書類

次の書類を提出いたします。

- (1) 上水道マッピングシステム構築業務の受託実績を示す契約書の写し。
- (2) 情報セキュリティに関する公的認証取得証明書等の写し、若しくは取得見込みの場合は公的認証申請書の写し、又はプライバシーポリシーの策定状況を示す文書
- (3) 市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（団体の場合は代表者の納税証明書）
- (4) 上水道マッピングシステム構築業務に関する調査表

3. 連絡先等

- (1) 担当者氏名 _____
- (2) 担当者所属 _____
- (3) 住 所 〒 _____
- (4) 電話番号 _____
- (5) F A X 番号 _____

平成 年 月 日

様

久留米市企業管理者
稲益 富支典

プロポーザル参加資格審査結果通知書

貴事業者から、先に提出いただきましたプロポーザル方式による久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務の受託者の選定への参加申込みについて、参加資格の審査を行いましたので、その結果をお知らせいたします。

貴事業者につきましては、残念ながら今回のプロポーザルへの参加資格を有しないと認められました。

上記の結果となりましたが、プロポーザルへの参加の申込みをいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今後とも、本市水道事業につきましては、御理解と御協力をお願いいたします。

問合せ先

〒839-8501

福岡県久留米市合川町 2190-3

久留米市企業局上下水道部上水道施設サービス課

システムチーム 古田、本山

電話番号 0942-30-8522

FAX番号0942-38-2694

平成 年 月 日

様

久留米市企業管理者
稲益 富支典

プロポーザル参加要請書

貴事業者から参加申込みいただきました、プロポーザル方式による久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務の受託者の選定への参加申込みについて、参加資格を有すると認められましたので、プロポーザルへの参加を要請いたします。

つきましては、業務説明会を下記のとおり行い、プロポーザルの手続き、審査方法等についての書類及び業務提案書作成に必要な書類（委託業務仕様書等）を交付しますので、必ずご出席ください。

なお、業務説明会への参加は2人以内とし、これに要する費用は参加事業者の負担とします。

また、プロポーザルへの参加申込後に参加を辞退する場合は、別紙プロポーザル参加辞退届を直接持参するか、郵送で管理者宛に提出してください。

※ 添付書類 プロポーザル参加辞退届

記

1. 日時 平成 年 月 日（ ） 午前 時から
2. 場所 久留米市合川町2190-3
久留米市企業局上下水道部3階第1会議室

〒839-8501

福岡県久留米市合川町2190-3

久留米市企業局上下水道部上水道施設サービス課
システムチーム 古田、本山

電話番号 0942-30-8522

FAX番号0942-38-2694

E-mail suidosab@city.kurume.fukuoka.jp

団体概要

項目	内容
①商号又は名称	
②代表者氏名	
③設立年月日	
④本社又は代表者の所在地	
電話番号	
E-mail	
FAX番号	
担当部署	
担当者氏名	
⑤久留米市内の支店、事務所等所在地	
⑥資本金	
⑦総従業員数	
⑧総事業所数	
⑨業務内容	

平成 年 月 日

御 見 積 書

久留米市企業管理者
稲益 富支典 様

住 所
商号又は名称
代表者名 印

久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務委託について、下記のとおり見積ります。

記

1. 件 名 久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務委託
2. 区 域 久留米市の上水道給水区域
3. 期 間 契約締結日～平成25年3月20日
4. 見積価格 見積価格 円(システム構築業務一式)
※消費税等は含まない。

業 務 提 案 書

久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務委託

1. 事業者名

2. 提出日 平成 年 月 日

3. 提出部数 10部

(通し番号 第 / 10部)

様式第7号（第9条関係）

平成 年 月 日

久留米市企業管理者
稲益 富支典 様

住 所
商号又は名称
代表者名 印

質 問 書

久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務委託に係るプロポーザル方式実施要領に基づき質問いたします。

（質問事項）

- (1) 担当者氏名 _____
- (2) 担当者所属 _____
- (3) 電話番号 _____
- (4) 電子メール _____

様式第8号（第10条関係）

平成 年 月 日

久留米市企業管理者
稲益 富支典 様

住 所
商号又は名称
代表者名

印

プロポーザル参加辞退届

この度、プロポーザル方式による久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務の受託者の選定への参加を辞退いたしたく、ここに届出ます。

なお、業務提案書等作成のため貸与された資料がある場合は、速やかに所定の方法により久留米市企業局へ返却いたします。

(連絡先等)

(1) 担当者氏名 _____

(2) 担当者所属 _____

(3) 住 所 〒 _____

(4) 電話番号 _____

(5) F A X 番号 _____

平成 年 月 日

様

久留米市企業管理者
稲益 富支典

第2次選定参加要請書

プロポーザル方式による久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務の第1次選定における参加事業者の調査表を厳正に審査した結果、第2次選定参加業者と決定いたしましたので通知いたします。

つきましては、プレゼンテーションを予定していますので、日時につきましては、別途案内申し上げます。

問合せ先

〒839-8501

福岡県久留米市合川町 2190-3

久留米市企業局上下水道部上水道施設サービス課

システムチーム 古田、本山

電話番号 0942-30-8522

FAX番号0942-38-2694

様式第10号（第12条関係）

平成 年 月 日

様

久留米市企業管理者
稲益 富支典

プロポーザル選定結果通知書

プロポーザル方式による久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務の受託者の選定における参加事業者の業務提案書等を厳正に審査した結果、貴事業者を久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務受託事業者と決定いたしました。

問合せ先

〒839-8501

福岡県久留米市合川町 2190-3

久留米市企業局上下水道部上水道施設サービス課

システムチーム 古田、本山

電話番号 0942-30-8522

FAX番号0942-38-2694

様式第11号（第12条関係）

平成 年 月 日

様

久留米市企業管理者
稲益 富支典

プロポーザル非選定結果通知書

プロポーザル方式による久留米市企業局上水道マッピングシステム構築業務受託者の選定における参加事業者の業務提案書等を厳正に審査した結果、残念ながら貴事業者につきましては受託事業者に選定しなかったことを通知します。

上記の結果となりましたが、今回のこのプロポーザル方式へ参加をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

今後とも、本市水道事業につきましては御理解と御協力をお願いいたします。

問合せ先

〒839-8501

福岡県久留米市合川町 2190-3

久留米市企業局上下水道部上水道施設サービス課
システムチーム 古田、本山

電話番号 0942-30-8522

FAX番号0942-38-2694